

宝達志水町史跡保護に係る基本方針

保存・保護のための方針

末森城跡・坪井山砦跡・御館館跡は、当地域の中世を知るための歴史的・文化的価値を有し、貴重な文化遺産として保護・保存活用を推進していくため、基本的指針として以下の点を定める。

- 1 末森城跡・坪井山砦跡・御館館跡（以後「史跡」とする）は、この地域の中世を代表する遺跡として、将来において国指定史跡を視野に入れながら、歴史的・考古学的な調査を行い、保存・保護に努める。
- 2 「史跡」の保存・保護については、史跡に係る地権者の権利保護を含めた調整を行っていくための運用基準が必要である。
そのため、生業に伴う開発行為から見込まれる現状変更申請に対し、あらかじめ規制基準を含めた保存管理計画を定め、史跡対象範囲について地域からの協力を求めるものとする。
- 3 史跡活用については、郷土の歴史学習の場として学習できるよう、また自然を活かした、憩いの場として環境整備を進める。
主な整備として、歴史的・考古学的調査に基づく説明板の設置・表示や、景観保全を含めた整備を行うよう進める。
- 4 整備を行うための資料収集として、建造物遺構、城道等の確認調査を実施し、便益施設設置に係る、遺構保全の方法を決定する基礎資料とするほか、史実に基づく修景を進める。
- 5 基本資料収集調査計画、史跡整備計画並びに管理運営計画の作成にあたっては、専門家の指導を受けながら、地域住民（地権者）の協力を得られるよう調整を図る。
短期、中期、長期の事業計画を立案・作成するにあたっては、発掘調査・文献史学調査等の成果から、審議・指導を得て決定した基本事業計画に基づき事業を進める。

平成16年8月11日

押水城館跡群調査委員会